

年末調整手続の電子化について

令和2年分より

令和2年分の年末調整から、生命保険料控除・地震保険料控除及び住宅借入金等特別控除に係る控除証明書等について、勤務先へ電子データにより提供が可能になります。

【年末調整手続の電子化の概要】

年末調整手続が電子化された場合は次のような手順となります。

- ① 従業員が、保険会社等から控除証明書等を電子データで受領
- ② 従業員が、国税庁ホームページ等からダウンロードした年末調整控除申告書作成用ソフトウェアに、住所・氏名等の基礎項目を入力し、①で受領した電子データをインポート（自動入力・控除額の自動計算）して年末調整申告書の電子データを作成
- ③ 従業員が、②の年末調整申告書データ及び①の控除証明書等データを勤務先に提供
- ④ 勤務先が、③で提供された電子データを給与システム等にインポートして税額計算

※年末調整控除申告書作成用ソフトウェアとは、年末調整申告書を作成するために国税庁が無償で提供するものです。

【年末調整手続の電子化のメリット】

(勤務先のメリット)

- ① 年末調整申告書の記載内容等のチェック、給与システム等への入力、税額計算等が自動化される事による事務コストの削減
- ② 年末調整申告書の保管が不要となり保管コストが削減
- ③ 従業員が作成する年末調整申告書の記載誤りが減り、従業員への問合せ事務が削減

(従業員のメリット)

- ① 手書きによる作業（申告書の記入・控除額の計算）の省略
- ② 作成した年末調整申告書データを翌年度以降も利用する事による翌年度以降の入力事務の軽減

【年末調整手続の電子化に向けた準備】

- ① 年末調整の電子化を実施するに当たり、電子化後の事務手順の検討が必要です。
- ② 年末調整の電子化に当たり、従業員においても保険会社から控除証明書等データを取得するための手続きなど、事前準備が必要となる事から、電子化するには従業員への早期の周知が必要となります。
- ③ 従業員から提供を受ける年末調整申告書データ等を、利用中の給与システム等にインポートするためのシステムの改修等が必要です。
- ④ 従業員から年末調整申告書に記載すべき事項を電子データにより提供を受けるためには、あらかじめ所轄税務署へ申請書を提出し承認を受ける必要があります。